ＬＩＮＥを活用した教育相談　実施要項

１．目的

近年、スマートフォンの普及に伴い若年層の多くがＳＮＳをコミュニケーションの手段として用いており、電話やメールのみならずＳＮＳを活用した相談体制の構築が求められている。そこで、いじめなど様々な悩みを子どもが直接相談しやすい環境を整え、子どもへの支援の充実を図るために、ＬＩＮＥを活用した教育相談を、府内の中学校、高等学校、支援学校中学部及び高等部に通学する中学生及び高校生を対象に実施する。

２．主催

大阪府教育センター

３．実施内容

　(1)日程

令和元年７月15日（月）～令和２年１月27日（月）のうち、12/30（月）を除く毎週月曜日及び

８/25（日）、９/１（日）の計30日

　(2)時間

18時～21時（時間内に受信した相談は可能な範囲で対応）

　(3)場所

　　　大阪府教育センターの指定する場所

　(4)対象

府内の中学校、高等学校、支援学校中学部及び高等部に通学する中学生及び高校生（約39.7万人）

４．実施方法

　(1)相談担当者

外部委託先の専門機関

(2)生徒への周知

ＬＩＮＥ相談窓口のＱＲコードを印字した印刷物を作成し、配付を各校に依頼

　(3)相談の流れ

　　・生徒はＬＩＮＥアカウントを登録。相談日時・注意点などを自動応答で受信し相談を開始

　　・相談の継続が必要であれば教育センター「すこやか教育相談」や「24時間子供ＳＯＳダイヤル」等、他の相談機関を紹介

　(4)緊急事案の対応

府教育庁高等学校課、府子ども家庭センター、大阪府警察本部等へ連絡・対応依頼・情報提供等を行い、連携を図る。

５．検証

　　・相談件数、相談内容、回答内容を分析し、ＳＮＳを活用する相談体制の有効性を検証

　　・検証結果をまとめ発信